

ネットとうほく 2021 (検) 第3号-2
2022年(令和4年)2月25日

〒102-0083
東京都千代田区麹町1丁目4番地
半蔵門ファーストビル3階
AZX総合法律事務所
株式会社BP仙台 代理人
弁護士 増渕 勇一郎 様
弁護士 佐藤 ひなた 様

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

貴職らからいただきました令和3年12月3日付のご回答(以下「本件ご回答」といいます。)において、現在の規約を開示していないとの回答をいただきました。この点、大変遺憾に思います。

適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益擁護のため、消費者の利益を不当に害することとなる勧誘・条項等の使用を差し止めることができるという公益的な観点から差止請求権が認められております。当団体から開示を求めた他の事業者からは規約開示に同意いただいております。また、貴社から開示いただいた規約の内容がすでに法令上問題なく改善されているのであれば、当団体としても今後の申入れなどは行わないことを考えており、今後協議するに際し、双方の議論がかみ合わないことは避けたいと考えております。

つきましては、本書面到達後1ヵ月以内を目処に規約の開示をするかどうか、しない場合にはその理由・必要性につきご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、すでに貴社にはお送りしているところではありますが、本書面は要請書であり、本書面以後のやりとりは当団体が不相当と判断しない場合には要請対象の規約についても公表する予定となっておりますのでご了承ください。

以上